

公益社団法人静岡県看護協会保健師・助産師・看護師修学金貸与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は保健師、助産師、看護師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来静岡県において看護職員の業務に従事しようとする者に対し修学金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 修学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる養成施設に在学している者であること。ただし、大学院生は除く。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校
- (2) 法第19条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定した保健師養成所
- (3) 法第20条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校
- (4) 法第20条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定した助産師養成所
- (5) 法第21条第1号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校
- (6) 法第21条第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した看護師養成所

(貸与額)

第3条 修学金は予算の範囲内で貸与するものとする。

2 貸与額は、月額20,000円とし、1年間分のみを貸与する。

(交付の申請)

第4条 修学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を静岡県看護協会長（以下「会長」という。）が定める期日までに提出しなければならない。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 修学金貸与申請書 | 様式第1号 |
| (2) 推せん書 | 様式第2号 |
| (3) 身上調書 | 様式第3号 |

(貸与の決定等)

第5条 会長は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第6条 修学金の貸与決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えた連帯保証人2人をたてると共に誓約書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人は一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (2) 連帯保証人のうち1人は保護者とする。

(修学金の交付)

第7条 修学金は、全額又は分割して本人に交付する。

2 修学金の交付を受けた修学生は、速やかに領収書（様式第5号）及び借用証書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(貸与中止等)

第8条 修学生が休学したときは、その期間修学金の貸与を中止する。

第9条 修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学金の貸与を停止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 修学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(届 出)

第10条 修学生は、次のいずれかに該当するときは10日以内に会長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは保護者から届け出なければならない。

(1) 第8条、第9条に該当するとき。

(2) 本人または連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

(修学金の償還)

第11条 修学生は貸与を受けた修学金を卒業後3年以内に償還しなければならない。

2 償還の方法は、月賦、半年賦又は年賦による均等償還のほか一括償還とする。ただし、一括償還は養成施設卒業後1年以内に行うものとする。

3 第8条、第9条に該当するもの及び静岡県内の看護職員として従事しないものは、一括償還を原則とする。

第12条 この規程は、理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附 則

この規程は、昭和57年1月27日よりこれを施行し、昭和56年4月1日より適用する。

この規程は、平成元年6月9日から施行し、平成元年度分から適用する。

この規程は、平成13年6月21日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。(平成25年3月19日理事会議決)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。(平成27年12月15日理事会議決)